

名古屋丸の内ロータリークラブ Weekly Report

例会場 名古屋グレストンホテル TEL 052-264-8000
 例会日時 木曜日 12:30
 クラブ会報広報委員長 横田 佳奈
 HP <http://rc.nagoya-seinan.org/>

2020-21年度RLテーマ
 会長 ホルガー・クナーク



ロータリーは機会の扉を開く

承認 1995.3.28
 会長 成田 勝彦
 幹事 恵利 有司
 事務局 名古屋市中区栄3-29-1
 名古屋グレストンホテル 1007号
 TEL 052-263-1324
 FAX 052-263-0730
 Email seinan1@fancy.ocn.ne.jp

成田勝彦会長 年度目標 : “一致団結” 和気あいあいと仲よく楽しく過ごそう

第 1155 回 例会 No. 10 令和 2 年 11 月 19 日 (木)

- ロータリーソング 「我等の生業」
- 出席報告 会員46名中20名出席
- 出席率 46.51% 出席計算人数43名
- 修正出席率 11月5日 休会
- ゲスト 国税局 OB 多田 藤兵衛 様

会長挨拶

成田勝彦

皆さん、こんにちは。
 秋の紅葉は今からがベストシーズンとなります。
 今年はコロナウィルスの影響でなかなか出掛けにくい雰囲気ではありますが、秋にしか味わえない風景だと思えます。県内では香



嵐渓や茶臼山、市内では八事の興正寺、東山植物園そして徳川園など数多くの見所があります。私が勧めたいスポットと言うのは最近行ってきましたけれども、三重県のいなべ市から滋賀県の永源寺と言うところへ行く途中で、竜ヶ岳という所の下に石博トンネルという長いトンネルがあります。そこを抜けた所から出た瞬間に見た、雄大な山々の紅葉が絨毯のようで美しく何とも言えない気分でした。
 それとその先に流れる愛知川という川があるのですが、その溪流の森が真っ赤な紅葉や黄色がかったカエデなどが多彩に色づいていて、一帯が鮮やかに染まっていると言う感じで、その雄大な自然美を見ていると、自分が幸せになったなと言う気持ちになります。今から過ごしやすい天気が続くと思いますので、皆さんも足を運んでいただき、ぜひ大自然の中で気持ちをリフレッシュしてください。以上です。ありがとうございました。

今後の例会予定

- ◎11月26日(木)休会(定款第8条第1節により)
- ◎12月3日(木)休会(定款第7条第1節により)
- 12月10日(木)第1156回例会
 卓話「国際奉仕 カンボジア事業報告」
- 12月17日(木)第1157回例会 Xmas 親睦例会
- ※12月10日・17日につきましては現時点での予定です。12月3日の年次総会は1月に延期します。

ニコBOX

●本日は国税局 OB の多田藤兵衛様をお迎えし、相続にまつわるお話を伺います。多田様、本日はようこそお越しくださいました。会員一同心より歓迎申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

成田会長、恵利幹事、横田、安江、岩田、加藤、河原、水野、山崎、後藤、高橋、古川、田島、武山、磯部、長谷川(敬称略)

堀江俊通さん 体調を崩し長期にわたって欠席し、大変ご迷惑をかけました。

藤田さん 2020年もあと一ヶ月。体調に気を付けてください。

西川さん 今月は私の誕生日です。お祝いを有難うございます。

本日合計 43,000円

社会奉仕委員会報告

社会奉仕委員長 加藤 豊



11月17日に開催されました「臨時市内25RC社会奉仕委員長会議」における協議の内容をご報告いたします。市内25RC社会奉仕委員会事業の廃止についての決議は承認 12クラブ、反対 13クラブとなりました。今後につきましては、次年度の課題となります。

卓話

「相続四方山話」

多田藤兵衛

皆さんこんにちは。ご紹介に預かりました多田藤兵衛と申します。
 福井を出て今年でちょうど満50年です。こちらへ来まして国家公務員の試験を受け、税務職員になりました。皆さんご存知のように税務署も昔は良かったかもしれませんが、組織がだんだんおかしくなってきました結果的には何を勉強したかといえますと、世の中の皆さんとお付き合いと、

あまりにも公務員と民間の差が激しいなということをもっと知りました。

平成 24 年 7 月に熱田税務署を署長で退官させていただきましたが、名古屋葵ライオンズクラブに入会しまして、3 年前に会長を終えました。そして今日、私たちのいろんな会合の中でいつもお世話になっているあの川原先生もいらっしゃいますが、ロータリークラブの皆さんの前で四方山話をさせていただきます。



今、東海 4 県だけで 7300 人ほど税理士がおりますので、税理士の資格を持っていても食べていけません。それと私が辞める 2 年前に、私たちが公務員の時は給料を下げるとかいろいろやってく

れたある政党は、天下りもさせちゃいけないと決めました。署長でやめても、ポンと世間に放り出されたら食べていけないんですよ。そういう時に、たまたま同じ卯年で意気投合した人たちと、OB の人が働ける今までにない場をみんなで作ろうじゃないかということになりました。ちょうど 8 年経ちましたが、今うちの組織には、一応、最低税務署長か副署長で辞めた人達が集まっています。要は、国家公務員でも署長副署長は皆さんの会社で言う取締役と一緒に、副署長以上になると国税庁長官の辞令なんです。税務署の統括官、課長ぐらいまでは国税局長の辞令です。国税庁長官の辞令をもらうという事は、それは俗に言う指定とすることになり、辞める時にちょっとだけ退職金が多いですかね。そうして辞めた方たちをどんどん入れて、今 20 人のグループです。全員個人で営業しております。ですが、私たちは別に会社も経営しております、人材派遣業をしております。その人材派遣業の中に査察出身が 2 人、法人税の出身が 10 人くらい、資産税が 6 人くらいで、今 18 人くらいか 16 人くらいの人数で、毎年 1 人か 2 人ずつ、仕事もできて、協調性もあって、民間の人とも楽しく出来る元公務員と威張らないような人、それと当然酒も飲める協調性のある人を入れております。今ではそのような状態ですが、国税局でもそういうところに入れてもらえるのがステータスになってきたのではないかと、という噂もちらほら聞いております。

たまたま私はずっと相続税、贈与相続、要は資産税関係のものを一手に引き受けております。

9 年間ずっとこの仕事をしております。その中で皆さんの少しでも参考になればということで、お話し出来る範囲の中でお話しします。私たちは元公務員ですから守秘義務がありまして、一生墓場まで固有名詞は持っていかなければいけないとしっかり言われているのですが、国税庁で発表された後、新聞に発表されるような事は、これは喋ってもいいとか、これは喋ってはいけないという事は、ちゃんと見ております。

皆さんよくご存知のように、平成 27 年から相続税の基礎控除が下がりました。それまでは、50,000,000 円 + 相続人 × 10,000,000 円でした。

先に旦那さんが亡くなるという場合、奥様が 1 人と子供が大体 2 人。統計をとると大体子供さんが 2 人なんです。だからどこの本を見ても、基礎控除の平均は 80,000,000 と出ているんです。つまり、50,000,000 + 10,000,000 × 3。それが 27 年からは全部 6 掛けになりました。ということは、30,000,000 円 + 6,000,000 × 3 だから 48,000,000。

今までの 80,000,000 が、48,000,000 になったおかげで、ぐんと相続税の課税対象が伸びてしまいました。去年の発表の数字で行きますと、全国で約 1,360,000 人が亡くなっていて、そのうち 116,000 人が課税になる。100 人中 4 人しか課税の対象にならなかったのが、今は 8.5 人に上がっている。つまり倍になっているんです。これは全国の平均です。東京は別格です。土地も高いですね。そして、東京の次は名古屋なんです。大阪よりも名古屋なんです。

名古屋の課税実績を見てみますと、平成 30 年度の課税事例で、死亡が 154,000 人の中 17,400 人、つまり今までは 6%、100 人中 6 人しか課税にならなかったものが、27 年からは 11.3% になり、100 人中 11 人が課税の対象になると言うことです。

東海 4 県の三重、岐阜、愛知、静岡のなかで、やはり 1 番高いのは愛知県です。名古屋局では 11% と言いましたけれども、愛知県は 14.3% なんです。次に高いのは静岡の 10%。次に岐阜 8.4%。次に三重県 7.2%。とこういう風な課税割合になっております。

それと、皆さんの相続税は亡くなった現住所で課税になります。今、名古屋国税局でめっちゃくちゃ金持ちほどかだと言うと、昭和税務署なんです。贈与税っていうのは皆さんご存知のように、ご存命のうちに例えば親御さんからとかおじいちゃんおばあちゃんから子供さん、お孫さんとかへの 1,100,000 円を超えたのは税金がかかります。昭和税務署は、どういうわけか知りませんが贈与税では日本一です。昭和税務署と言うのは昭和区、天白区、瑞穂区、日進、東郷ですよ。あの辺のお金持ちが全部昭和税務署管轄になるものですから、そこが一番税収が多いということで、昭和税務署へ行く資産税の担当課長も、優秀な子を派遣しております。それと、相続につきまして、皆様のご家族ではそういう事はないと思いますけれども、一番もめるパターンの家族構成、つまり子供さんの家族構成は、一番上が長女、2 番目も次女。要は上 2 人か 3 人が女の方で、一番末っ子が男。この場合は必ず 90% 以上、遺産分割できずもめています。私のところは弁護士じゃございせんけれども、現実に揉めている事例はしっかり見えています。という「よもやま話」でした。

時間の関係上ちょっと尻切れトンボではございますが、そういうことでございます。ありがとうございました。

